

国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所

TEL 0237-23-2521 / FAX 0237-23-2523

尾花沢国道維持出張所HPアドレス <http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/obaiji/>

道路に関するご意見
やご質問、出張所通信の感想など、ど
んどんお寄せ下さい！

特殊車両の取締りを実施しました！

～10/24 違法車両の排除に向けて～

10月24日(木)国道47号長尾トンネル駐車帯において、特殊車両の取締りを行いました。
この日は、通行した特殊車両5台を測定し、うち2台が許可証不備という結果でした。
今後とも、特殊車両の適正な運行に皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

特殊車両とは・・・？

・道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるように造られており、右図のいずれかの規格を超える車両のことを「特殊車両」といいます。

- ・特殊車両は、原則として、道路を通行できないことになっています。
- ・特殊車両が、やむを得ず道路を通行しなければならない場合には、「特殊車両通行許可」が必要となります。

「無許可」や「許可内容違反」の車両が通行すると・・・

- ・舗装の寿命を縮める等、道路へ悪影響を及ぼします！
- ・上空をまたいでいる橋梁に衝突するなどの重大事故を引き起こすことにも!!

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m <small>※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超過します。</small>
幅	積載状態で 2.5m
高さ	積載状態で 3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で 20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大 10t



【注意】
・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかに「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

当出張所では違反車両の指導・取締りを行い、ドライバー及び事業者への法令遵守の意識向上を促すとともに、道路構造物の保全及び交通の危険防止に取り組んでいます。



お急ぎのところ、
ご協力ありがとうございました！

道路が傷んで
しまいます！



令和元年10月15日
最上地区(尾花沢班)
第3回安全パトロールを実施しました。

① 沢田地区道路改良工事

～東北中央自動車道の工事～



② 尾花沢管内道路防災工事

～H30・8 大雨で被災した箇所の復旧工事～



講話

労働安全コンサルタント
芦野 典夫 氏
『現場代理人の安全衛生
管理を高めるために』

意見交換会



令和元年10月15日(火)に『最上地区(尾花沢班)第3回安全パトロール』を、山形河川国道事務所尾花沢国道維持出張所管内で実施しました。

安全パトロールでは、工事の安全施工と労働災害の未然防止を目的として、年3回実施しています。今回は、発注者及び受注施工業者合わせて58名が参加し、工事現場の点検や活発な意見交換、安全講話を行い、より一層安全に対する意識を高めました。

今回の安全パトロールの結果をそれぞれの現場で活用し、労働災害のない安全施工を行います。

